

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和5年3月14日
告示第73号、保医発0314第3号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が発出されました。3月15日からの適用です。

示第73号第1条)

(p.283/12002x 子宮頸・体部の悪性腫瘍の「手術・処置等2」の⑥「ペムプロリズマブ」の次に以下を加える)

セミプリマブ

ける療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正（告示第73号第2条）

〔p.448 右段最下部の次に挿入（2022年12月号 p.71 で最終訂正）〕

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告

厚生労働大臣が指定する病院の病棟にお



80	テガフル／ギメラシル／オテラシルカリウム〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3170, 3171, 3173 及び 3174	る）に係るものに限る〕		医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕
81	ミガーラスタット塩酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3267 から 3272 まで	84 アカラブルチニブ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3627	88 デルイソマルトース第二鉄〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕
82	デュルバルマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2646 から 2649 まで, 2654, 2655, 2663, 2664, 2668 及び 2672	85 エダラボン〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1733	89 クリサントスパーゼ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年12月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕
83	イブルチニブ〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3627 及び 3628	86 ホスタマチニブナトリウム水和物〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3684 及び 3688	90 トレメリマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕
			87 イサブコナゾニウム硫酸塩（カプセルに限る）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2203 から 2206 まで, 4047 及び 4051	91 トラロキヌマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕
			イサブコナゾニウム硫酸塩（点滴静注用に限る）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	2203 から 2211 まで, 4047 から 4049 まで, 4051 及び 4055	

保医発 0314 第 3 号

[p.450 別表の最下部に挿入 (2022 年 12 月号 p.72 で最終訂正)]

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
80	テガフル／ギメラシル／オテラシルカリウム	ティーエスワン配合カプセル T20 ティーエスワン配合カプセル T25 ティーエスワン配合顆粒 T20 ティーエスワン配合顆粒 T25 ティーエスワン配合 OD 錠 T20 ティーエスワン配合 OD 錠 T25 エスワンタイホウ配合 OD 錠 T20 エスワンタイホウ配合 OD 錠 T25	ホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性で再発高リスクの乳癌における術後薬物療法	C50\$
81	ミガーラスタット塩酸塩	ガラフォルドカプセル 123mg	ミガーラスタットに反応性のある GLA 遺伝子変異を伴うファブリー病	E752
82	デュルバルマブ（遺伝子組換え）	イミフィンジ点滴静注 120mg イミフィンジ点滴静注 500mg	治癒切除不能な胆道癌 切除不能な肝細胞癌	C221, C23 等 C220
83	イブルチニブ	イムブルピカカプセル 140mg	原発性マクログロブリン血症及びリンパ形質細胞リンパ腫	C830, C880

84	アカラプルチニブ	カルケンスカプセル 100mg	慢性リンパ性白血病（小リンパ球性リンパ腫も含む）	C830, C911
85	エダラボン	ラジカット内用懸濁液 2.1%	筋萎縮性側索硬化症（ALS）における機能障害の進行抑制	G122
86	ホスタマチニブナトリウム水和物	タバリス錠 100mg タバリス錠 150mg	慢性特発性血小板減少性紫斑病	D693
87	イサブコナゾニウム硫酸塩	クレセンバカプセル 100mg	下記の真菌症の治療 ○アスペルギルス症（侵襲性アスペルギルス症、慢性進行性肺アスペルギルス症、単純性肺アスペルギローマ） ○ムーコル症 ○クリプトコックス症（肺クリプトコックス症、播種性クリプトコックス症（クリプトコックス脳髄膜炎を含む））	B44\$, B45\$, B46\$
		クレセンバ点滴静注用 200mg	下記の真菌症の治療 ○アスペルギルス症（侵襲性アスペルギルス症、慢性進行性肺アスペルギルス症、単純性肺アスペルギローマ） ○ムーコル症 ○クリプトコックス症（肺クリプトコックス症、播種性クリプトコックス症（クリプトコックス脳髄膜炎を含む））	B44\$, B45\$, B46\$
88	デルイソマルトース第二鉄	モノヴァー静注 500mg モノヴァー静注 1000mg	鉄欠乏性贫血	D500, D508, D509
89	クリサンタスパーゼ	アーウィナーゼ筋注用 10000	急性白血病（慢性白血病の急性転化例を含む）、悪性リンパ腫ただし、L-アスパラギナーゼ製剤に過敏症を示した場合に限る	C81\$, C820 等
90	トレメリムマブ（遺伝子組換え）	イジユド点滴静注 25mg イジユド点滴静注 300mg	切除不能な肝細胞癌	C220
91	トラロキヌマブ（遺伝子組換え）	アドトラーザ皮下注 150mg シリンジ	既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎	L20\$